

宮守地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
遠野市	平成25年2月26日	令和3年2月8日
対象地区名(地区内の集落名)		
宮守地区(宮守町一円)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	626.64	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	377.16	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	82.64	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.92	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	20.25	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.80	ha
(備考)		

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定で、数年後農業を辞める意向の農業者の耕作面積が多く、新たな農地の受け手、担い手の確保が必要。鳥獣被害が深刻である。ほ場の区画が狭小、湿田など耕作条件が悪い農地が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮守地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者が担い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	宮守地区内の基盤整備事業により整備された農地を集積集約を促進するため、農地を機構に貸し付けていく。基盤整備未実施地区は、経営農地の集約化を目指し、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し農地の一時保全管理や新たな受け手に付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(2) 基盤整備への取組み	農業の生産効率向上や、農地集積・集約化を図るため、農地の基盤整備や耕作条件を改善する事業等に取り組む。
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐ。
(4) 特産物作物の導入	米、大豆、牧草等の土地利用型作物以外に、収益性の高いピーマン、アスパラガス、ほうれん草、花卉などの園芸作物の生産、工芸作物(ホップ)の生産、ブルーベリーなどの果樹の生産、畑わさび、ワラビなどの特産品の生産に取り組む。
(5) 鳥獣害防止対策の取組	侵入防止柵の設置をするなど集落全体で野生鳥獣対策に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	9 人	1 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	1 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	2 人	0 法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	131.83 ha	626.64 ha	21 %
今後	141.63 ha	626.64 ha	23 %